

四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第46号

四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市長の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年四日市市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

所得等報告書

四日市市長 \_\_\_\_\_ 印

		所得金額	基因となった事実
総合課税	事業所得	円	
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
	一時所得		
分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の利子・配当所得		
	先物取引の事業・譲渡・雑所得		
山林所得			
受贈財産の課税価額		円	

注 基因となった事実の欄には、それぞれの所得金額が100万円を超えるものについてその基因となった事実を記入する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(総務部総務課)